

中労委、昭 48 不再 67、昭 49. 11. 20

命 令 書

再 審 査 申 立 人 丸市運輸株式会社

再審査被申立人 全国自動車運輸労働組合京都地域支部

主 文

- 1 初審命令主文第 1 項中「交渉事項」とあるのを「交渉事項中未解決事項」と改める。
- 2 その余の本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第 1 当委員会の認定した事実

1 当事者

- (1) 再審査申立人丸市運輸株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地において従業員 17 名を雇用し、貨物自動車 18 両を所有して運送事業を営んでいる会社である。会社の業務は、京都市中央卸売市場（以下「市場」という。）から青果物を丹後方面へ運ぶ地方部、市内に配送する市内部及びタカラブネ屋の菓子を市内直営店に配達するタカネブネ部の 3 部門に分かれており、各部門における勤務時間はそれぞれ午前 10 時 30 分から午後 7 時 30 分まで、午前 6 時から午後 3 時まで、午前 7 時から午後 3 時までとなっている。
- (2) 再審査被申立人全国自動車運輸労働組合京都地域支部（以下「組合」という。）は、京都市及びその周辺における全国自動車運輸労働組合の組合員で組織される労働組合であり、会社の従業員 A が昭和 46 年 12 月に組合に個人加盟し、その後昭和 47 年 2

月 A が中心となって同人のほか 11 名の会社従業員によって組合の丸市運輸分会（以下「分会」という。）が結成された。

なお、昭和 48 年 9 月当時の分会員は 8 名であり、分会三役はいずれも前記地方部に所属している。

2 分会結成後から昭和 48 年春闘までの経過

- (1) 分会結成後から昭和 48 年春闘までの間における組合、会社間の主な団体交渉（以下「団交」という。）の時期、回数、開始時刻、平均所要時間数及び場所は以下のとおりである。

昭和 47 年春闘－14 回、午後 9 時（ただし、日曜日は午後 5 時）から 3 ないし 4 時間、会社事務所

昭和 47 年夏季一時金交渉－5 回、午後 9 時から 3 ないし 4 時間、会社事務所

昭和 47 年年末一時金交渉－6 回（開始時刻不明）3 ないし 4 時間、会社事務所

昭和 48 年春闘－6 回、午後 9 時から 3 ないし 4 時間、会社事務所

上記の団交には、会社側からは会社の代表者 B₁（以下「社長」という。）の弟であり、当時人事を担当していた B₂ が出席し、社長はそれぞれの期間に 1 ないし 2 回程度出席したのみであった。また、社長及び B₂ のほかにも社長の夫 B₃ 某及び事務員が団交に出席したこともあり、団交出席者は 1 ないし 4 名であった。なお、組合側の団交出席者は 10 ないし 15 名であった。

- (2) 前記期間中の団交開始時刻が午後 9 時とされたのは、地方部の業務が京都市内と京都府下遠隔地間の配送をその内容とする関係上、同部従業員たる分会員が定時に仕事を終えることが事実上不可能で、帰社時刻が午後 8 時以降になるためであった。日曜日の団交が午後 5 時に開始されたのは、地方部の業務が日曜日にはなかったことによるのである。

また、団交終了時刻は、翌日の就労にさしつかえないよう午後 12 時を目途とすることが労使間において暗黙のうちに合意されており、当時の団交のほとんどは午後 12 時から翌日午前 1 時までの間に終了していた。

3 会社の事務所等

(1) 現在の会社事務所は市場内にあり、昭和 47 年 4 月頃に設けられたものである。事務所の床面積は 33 平方メートル程度であり、間仕切りによって 2 部屋に分けられている。団交が行われる部屋は奥の 8 平方メートル程度の広さの部屋で、会議用に机のほか椅子が 9 脚、長椅子が 1 脚備えてあるが、団交に組合員が 13 ないし 14 名出席すると 1 ないし 2 名は立たなければならなかった。

(2) 分会結成前から会社事務所には女子従業員が 1 名勤務していたが、同人は昭和 48 年 1 月に退職し、同年 7 月に新しく女子 1 名が雇用されたが同人も同月 19 日に退職し、以後事務員は補充されず、同年 9 月 10 日からはアルバイトとして男子 1 名が臨時に雇用されている。事務員は遅くとも午後 6 時 30 分には勤務を終え退社しており、団交時間中に事務所にはほとんど居合せなかった。

なお、従来事務員が欠けているときには事務員が行っていた事務は社長が代って処理していた。

4 昭和 48 年夏季一時金に関する団交

(1) 組合の要求から 8 月 9 日に至るまでの団交経過

① 昭和 48 年 6 月 7 日組合は、会社に対し、夏季一時金として 13 万円を文書で要求した。これに対し、同月 15 日会社は組合に、回答をしばらく猶予されたい旨を通知し、更に同月 25 日には一律 5 万円の回答をした。ちなみに昭和 47 年の夏季一時金の妥結額は一律 8 万円であった。

② 6 月 30 日組合は、7 月 4 日午後 9 時から会社事務所での団交を文書で要求した。

そして 7 月 4 日午後 9 時から翌 5 日午前 1 時頃まで会社事務所での団交が開かれ、組合の要求説明及び会社の回答説明が行われ、次回団交は同月 7 日午後 9 時からと決定した。

なお、社長はこの団交以降すべての団交に出席している。

③ 7 月 7 日午後 9 時から会社事務所第 2 回目の団交が開かれ、会社は「赤字のため回答は変えられない。」と述べたが、組合は納得せず、団交は翌 8 日午前 1 時頃終

了した。

- ④ 7月10日午後9時から第3回目の団交が会社事務所で行われた。会社はこの日の団交に税理士を出席させ、決算表の説明をした。また、税理士の退席後にはB₂が出席し、団交は翌11日午前4時頃終了した。

- ⑤ 7月14日組合は、「日時7月15日午後4時、場所会社事務所」と記載した団交申入書とストライキ通告書を会社に提出した。

翌15日の日曜日、第4回目の団交が会社事務所で午後4時から行われた。午後7時頃、会社は「役員と相談するため団交を一時休憩にしたい。役員と相談後また再開する。」と述べて席を立った。午後10時30分頃会社から組合に対し電話があり、組合が「組合の態度は今までと変りない。」と言ったところ、会社は「継続団交はとりやめる。」と述べ、結局当日の団交は再開されなかった。

- ⑥ 7月16日午前零時より分会は24時間ストライキを行い、同ストライキには分会員全員が参加した。会社は非組合員2名と田中運輸株式会社（以下「田中運輸」という。）からの傭車とで当日の業務を処理した。

同日午後1時から午後4時まで第5回目の団交が社長宅で行われた。席上、社長は「社長を辞任しようと思っているので、以前に行った回答は白紙撤回する。」と組合に告げた。

- ⑦ 7月17日会社は、分会員4名を下車勤務とし「ガレージの掃除、洗車」等を命じた。

同日組合は、会社に対し口頭で団交を申入れ、午後8時30分頃から会社事務所で第6回目の団交が行われ、会社からは社長のほかに田中運輸役員のC1及び同C2の計3名が出席した。組合は田中運輸の2名が出席している点につき会社に抗議したが社長は「同業者として出席してもらった。」と答え、また、この日の団交において、会社側は組合側の発言や質問に対し、終始「答える必要がない。」という返答をくり返すだけであった。

- ⑧ 7月21日組合は、「団交日時7月22日午後4時、団交場所会社事務所」と記載し

た団交申入書を会社に提出した。しかし、会社は「次回団交は7月26日にしてほしい。」と組合に申し入れ、22日には団交は行われなかった。

- ⑨ 7月26日午後7時、社長は組合に対し「今日の団交は現場プラット・ホーム（以下「現場ホーム」という。）で行う。」と申し入れた。

現場ホームは市場にある貨物積み降ろしの作業場所で、同所の電灯設備は約6メートル上の天井に裸電球が1個あり、夜間の明るさは1メートルほどの距離でも相手の顔が分らない程度であった。

現場ホームで組合が会社に対し「椅子もないし、暗いではないか。」と抗議したところ、会社は「どこでもできる、組合指定の場所でやる必要はない。」と答えた。組合は更に会社事務所で団交を行わない理由をただしたが、会社は「答える必要がない。」と言うのみであった。組合は、事実上団交ができないためその日の団交を断念した。

- ⑩ 7月27日組合は、「日時7月28日午後5時、場所会社事務所」と記載した団交申入書を会社に提出した。

翌28日午後8時社長は、前回と同じく組合に対し「団交は現場ホームで行う。」と述べたが、組合がこれに強く反対したため、結局、会社はその日の団交を会社事務所で行うことに同意した。

当日の団交は、午後8時20分頃から開始され同9時30分頃終了した。会社は夏季一時金について「一律6万円とする。ただし、欠格条項をつける。」と回答した。組合は6万円の根拠等について質問をしたが会社は「何も答える必要はない。」と言うのみであった。

- ⑪ 7月31日組合は、「日時8月2日午後5時、場所会社事務所又は組合事務所、議題(1)夏季一時金について、(2)配置転換、下車勤務について、(3)前記1、2項に関連する諸問題について、(4)春闘未解決問題について、(5)その他必要な問題について」と記載した団交申入書を会社に提出した。

なお、8月の8日、11日、17日、9月の6日、8日、17日、22日、28日、10月

の4日、15日の各日付の団交申入書にも議題として上記7月31日付の申入書と同じ団交議題が記載されていた。

- ⑫ 8月1日会社は、組合に対し「団交は8月2日午後8時から自動車会館で行う。」と回答した。

自動車会館は、京都伏見区にあり、会社からは自動車で約30分、バス及び電車によるときは約1時間かかるところにあるので、Aら組合三役は同人らの所属している地方部の帰社時刻は通常午後8時頃であり、自動車会館での団交に出席しようとするれば勤務時間内にくい込み、賃金カットされることにもなる。また、配車上、同人らを近い所の仕事に組むと歩合給などにより、実質的に減収となるものであった。

また、組合が自動車会館に閉館時刻を問い合わせたところ、午後9時が原則であり、延ばすにしても午後9時30分頃までであると説明された。

8月2日午後8時過ぎ組合は、自動車会館で団交に入る前に、会社に対し団交場所を自動車会館に変えた点に抗議する申入書を提出した。この抗議に対しC1は「組合のいう事にいちいち答える必要はない。」と言い、社長は「午後9時以後は話し合わない。」と言った。約30分経過後会社は組合に対し「団交を拒否するのやな。」と言って退席し、この日は結局議題に入らなかった。

- ⑬ 8月8日組合は、「日時8月8日午後5時、場所会社事務所又は組合事務所」と記載した団交申入書を会社に提出した。

同日会社は、組合に対し「団交は8月9日午後7時より自動車会館で行う。」と回答した。

8月9日午後7時から自動車会館で団交が行われ、組合から「団交のやり方について団交をもとう。」という提案がなされ、この点をめぐって約1時間労使間にやりとりがあった後、一時休憩することとなった。団交再開後、会社は無言のままで終始し、午後9時になると一方的に退席して帰ってしまった。

(2) 8月12日以降の経過

- ① 8月11日組合は、「日時8月12日午後5時、場所会社事務所又は組合事務所」と

記載した団交申入書と会社の団交態度を非難する抗議文とを会社に提出した。

翌 12 日午後 1 時頃、社長は分会長 A の自宅を訪れ、「今日の団交はやらない。」と告げたが、理由については何も言わず、また、いつ団交をするとも言わなかった。

- ② 8 月 17 日組合は、「日時 8 月 18 日午後 5 時、場所会社事務所又は組合事務所」と記載した団交申入書を会社に提出した。これに対し、会社は「8 月 18 日午後 7 時から自動車会館で団交に応じる。」と答えたので、組合は午後 5 時開始を主張したが、これについては会社は何も答えなかった。組合が「団交を拒否するのか。」と尋ねたところ、会社は「そう思うのなら思ってもよい。」と答え、結局団交は行われなかった。

- ③ 9 月 6 日、8 日、17 日、22 日、28 日、10 月 4 日及び 15 日にも組合は会社に団交を申し入れたが、会社が場所は自動車会館、時間は午後 7 時からと回答したため、両者間で交渉場所及び開始時刻について合意ができず、団交は開かれなかった。

5 初審命令後の経過

- (1) 組合は初審命令交付後の昭和 48 年 11 月 13 日付文書で「団交日時 11 月 16 日午後 9 時、場所会社事務所又は組合事務所」と団交を申し入れたが会社は「11 月 17 日午後 7 時、場所自動車会館」と文書で回答したため団交は開かれなかった。また、組合は 11 月 24 日付文書で同内容の申し入れを行ったが会社が同様な態度をとり続けたため、団交は開かれなかった。
- (2) 同年 11 月 29 日組合は、団交のもち方及び夏季一時金等についての団交を申し入れ、同日午後 7 時から自動車会館で団交が行われた結果、「(1)交渉議題は夏季一時金及び年末一時金についてとする (2)開催方法については、双方の提案を交互に優先させる」という内容の合意が成立した。

その後同年 12 月 13 日及び同月 14 日には市場内にある京都市施設課会議室（以下「施設課会議室」という。）において、同月 18 日には自動車会館において、同月 20 日には施設課会議室においていずれも午後 7 時頃から団交が行われ夏季一時金は妥結した。

なお、組合はこれらの団交場所として会社事務所又は組合事務所を希望したが、会社はこれを拒否したものであり、夏季一時金が非組合員には昭和 48 年 7 月 31 日に支給されていることから、組合は夏季一時金の早期支給を考慮して自動車会館及び施設課会議室での団交に応じたものである。

(3) 昭和 48 年年末一時金は、12 月 26 日、及び 28 日の午後 7 時すぎから施設課会議室で団交が行われ、妥結している、

(4) 昭和 49 年 3 月 11 日組合は、会社に対し春闘要求書を提出したが、社長が要求書の受領を拒否したので要求書を配達証明付郵便で社長あてに送付した。社長は要求書を無視する態度をとり続けていた。

同月 16 日組合は、「日時 3 月 18 日作業終了後、場所会社事務所」との団交を申し入れ、同月 23 日にも組合は「日時 3 月 26 日作業終了後、場所会社事務所」との団交を申し入れた。

しかし会社は、申入書の受領を拒否したり、団交応諾の回答をしなかったりで、団交は開かれなかった。

同月 27 日組合は、会社事務所での団交を申し入れたところ、会社は自動車会館を指定し、結局自動車会館で午後 7 時から午後 9 時まで団交が行われた。

なお、以下組合の団交申入書には、団交場所は「会社事務所」或いは「会社事務所又は組合事務所」と記載されていた。

(5) 昭和 49 年春闘に関する団交はその後 4 月 8 日、同月 22 日に自動車会館で、5 月 2 日、同月 7 日に若一神社（西大路八条にあり、使用可能時間は原則として 9 時までである）で、同月 14 日には自動車会館で、それぞれ午後 7 時 30 分頃から午後 11 時前後まで（5 月 2 日と同月 7 日は午後 9 時すぎまで）行われたが、5 月 14 日の後は団交場所、開始時刻について双方合意せず団交は行われていない。

この間に、団交場所で意見が対立していることから双方が他に適当な場所を探すこととしたので、組合は 4 月 30 日に団交場所として滝野旅館（丹波口駅正面通りにあり駅から 2 分）を指定したが、会社がこれを拒否したため団交は行われなかった。

(6) 6月17日、同月25日の両日、団交についての窓口接衝が午後5時から現場ホームで開かれたが、団交場所、開始時刻について意見が合わず30分ほどで打ち切りとなり、その後現在に至るまで春闘問題等について団交は開かれていない。

なお、会社は、会社事務所に団交の場所として適さない理由として団交時に書類が紛失したことなどを挙げているが、それらを認めるに足る資料はない。

第2 当委員会の判断

会社は、団交の場所、時間に関する慣行を合理的な理由なくして一方的にこれを変更しようとし、変更に応じなければ団交しないというのであるから、実質的に団交を拒否しているというほかないとする初審判断を争い、(1)本件労使間には、団交の場所、時間について労働慣行は確立するに至っておらず、慣行の存在を前提とする初審判断は失当であり、(2)また、会社は団交を拒否しておらず、現に自動車会館等で団交を行い、かつ、行おうとするのに対して拒否しているのは、むしろ組合であると主張しているので、以下判断する。

1 団交の場所、時間について

(1) 上記会社の主張にもかかわらず、前記第1の2認定のとおり昭和47年2月分会結成以来、昭和48年春闘まで団交は原則として会社事務所において午後9時頃より3ないし4時間行われていたことが認められる。しかも、団交場所を会社事務所と指定したのは会社の方である旨会社自身が主張しているところである。

(2) しかるところ、前記第1の4の(1)認定のとおり会社は、昭和48年夏季一時金要求に関する交渉継続中に、突如として団交の場所を現場ホームあるいは自動車会館に変更し、組合が従来どおり会社事務所での団交を要望しているのに応じようとしないのである。

もともと、団交の場所は労使間の話し合いで決めるべきものであるから、従来、会社事務所で団交していたからといって、それを変更することが許されないものとはいえない。しかし、それを変更しようとする場合には、会社が団交を会社事務所で行えないとする合理的理由を組合に示し、組合の納得を得るための手続を踏むのが当然であり、かつ、適当な団交場所を提示して組合の同意を得るべきである。会社側に合理的

理由があり、手続を踏んで適当な場所を示しているのに、組合が同意しない場合は組合側の態度が責められてもやむをえない。

しかし、本件の場合、会社が会社事務所で団交をなしえないとすることについて、会社は、組合に何らの理由も示しておらず、また、組合の納得をうるための手続も踏んでいない。もっとも会社は、本件審査においてはじめて、組合員が団交で大声を出すので女子事務員が退職したとか、組合員がタバコの吸いがらのあと片付けをしないので火気の問題があるとか、書類の紛失があったなどと会社事務所で団交できない理由を主張するが、いずれもそれを認めるに足りる資料がないので、会社の主張は採用できない。

(3) 次に会社が指定する現場ホーム、自動車会館が団交の場所として適当であるかについてであるが、現場ホームが前記第1の4の(1)の⑨認定のとりの場所であり、団交場所として適当でないことは明らかであり、また、自動車会館についても、閉館時刻が原則として午後9時であるのに、午後9時頃からの団交の場所として適当なものであるとは言い難い。更に、その後指定した若一神社も午後9時までが原則であり、多少の時間超過は許されるとはいうが、それでもなお本件労使の団交場所としては、適当なものであるとは言い難い。

(4) 団交開始の時刻が午後9時と遅いのは、前記第1の2の(2)認定のとおり、地方部の業務終了が午後8時すぎになること、しかも分会役員がその地方部に所属していることによるものである。団交開始時刻を地方部の業務終了以前にすることは、分会役員らの賃金、歩合給を減額することになるが、それに対して会社は便宜供与等を全く考えていないのであるから、組合が団交開始時刻を午後9時と主張するのもやむをえないものと言わなければならない。してみれば、会社が指定している場所は必ずしも適当なものとはいえない。他方、組合が、前記第1の5の(5)認定のとおり滝野旅館を団交場所として提案したのに対し、会社は、明確な理由を述べずにこれを拒否するなど、およそ、会社は、会社の希望のみに固執して団交の場所を組合との話合いで決めようとする態度がみられない。

2 不当労働行為の成否について

(1) 上記 1 に判断したとおり、会社は、組合に合理的理由も示さず、一方的に団交場所を変更し、自動車会館等を指定しているのであるが、これらが本件労使の団交場所として必ずしも適当なものではないにもかかわらず、そこでなくしては団交しないとの態度をとりつづけているのであるから、このような会社の態度は、実質的に団交を拒否しているというほかなく、これは明らかに労働組合法第 7 条 2 号に該当する不当労働行為と言わなければならない。したがって、初審判断は、結果において相当である。

(2) 会社は、団交を拒否しておらず、現に自動車会館等で団交しているので、組合は被救済利益を失っていると主張する。しかし、組合が自動車会館等で団交したのは、昭和 48 年夏季一時金が同年年末に至るまで支払われないため、緊急止むを得ず自動車会館等での団交に応じたものであり、依然として会社は、一方的に団交の場所を変更し、組合が変更に応じなければ、団交をしないという態度を堅持しているのであるから、組合は被救済利益を失っているとする会社の主張は失当である。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。しかし、前記第 1 の 5 の(2)認定のとおり昭和 48 年夏季一時金については解決済と認められるので初審命令主文第 1 項を主文とおりに変更する。

よって、労働組合法第 25 条、同第 27 条及び労働委員会規則第 55 条を適用して主文のとおり命令する。

昭和 49 年 11 月 20 日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎